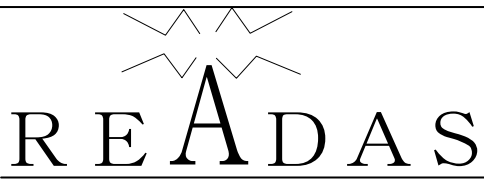


第 5344 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 6日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 社葬費用

Q：当社の創業者が亡くなりました。会社で社葬をしようと思っていますが、税務上、どのように取り扱われますか？

A：社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、損金算入が認められます。

【解説】

法人が社葬を行った場合の社葬の費用は、「法人が、その役員又は使用人が死亡したため社葬を行い、その費用を負担した場合において、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その負担した金額のうち社葬のために通常要すると認められる部分の金額は、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。」と規定されており、会葬者が持参した香典等を法人の収入としないで遺族の収入としたときは、これを認めるとしています。

したがって、社葬を行うことが社会通念上相当であると認められる場合において、費用の額が通常要すると認められる額であるときは、福利厚生費等として損金算入することが認められることになります。

ちなみに、役員の結婚披露宴を会社主催で行ったというような場合の費用は、たとえ、取引先等を招待したとしても、個人的な行事として取り扱われますので、会社の損金としては認められず、その役員に対する賞与として取り扱われますので注意してください。

